

## 1:重点対策加速化事業の推進

## 【取り組みの概要】

本市では、環境省の「令和 5 年度地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」の採択を受け、「**松浦市地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画(重点対策加速化事業)**」を進めています。

重点対策加速化事業では、国の地球温暖化対策計画にも記載される屋根置き等自家消費型の太陽光発電の導入等に関する施策を推進することとし、**2023 年(令和 5 年)度から 2028 年(令和 10 年)度において、3,753kW の太陽光発電の導入と、2,372t-CO<sub>2</sub> の削減を目標**としています。

このうちの、市民向け自家消費型太陽光発電設備及び家庭用蓄電池の設置については、2023 年(令和 5 年)12 月 28 日時点で交付決定件数は 29 件、交付決定率は 100%となっています。

今後も重点対策加速化事業を確実に遂行し、2030 年(令和 12 年)の 46%の温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを推進します。

## 【主な取り組み】

太陽光発電や蓄電池、電気自動車、高効率照明等の導入



## 【関連する SDGs 目標】



## 【導入目標量・二酸化炭素削減見込み量】

## ■導入目標量(太陽光発電)

=表 20 に示す取り組みの合計量 = **3,753kW**

## ■二酸化炭素削減見込み量

=表 20 に示す取り組みの合計量 = **2,372t-CO<sub>2</sub>**

## 【関連施策等】

・「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」(環境省)

## 【関係主体等の役割】

## 行政:

・松浦市地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画(重点対策加速化事業)の進捗管理  
補助金制度等の情報発信

## 市民:

・住宅への自家消費型太陽光発電や蓄電池の導入検討

## 企業:

・自家消費型太陽光発電や蓄電池の導入検討、  
営農型太陽光発電の導入検討

## 【進捗管理指標】

・松浦市地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画(重点対策加速化事業)の交付申請状況による進捗管理



## 2: 公共施設への太陽光発電の導入促進

## 【取り組みの概要】

再エネ導入推進計画では、避難所となっている公共施設を対象に太陽光発電の導入に向けた概略検討を行っており、結果 537kW の太陽光発電設備導入のポテンシャル\*が確認されました。また、REPOS「公共施設 PV 設置加速化支援ツール」においては 38 の施設に対し、2,250kW のポテンシャル\*が確認され、これらを合計すると本市における公共施設への太陽光発電の設備導入については、2,787kW のポテンシャル\*があります。

「地域脱炭素ロードマップ」(国・地方脱炭素実現会議決定、2021年(令和3年)6月)では、「政府及び自治体の建築物及び土地では、2030年(令和12年)には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年(令和22年)には100%導入されていることを目指す」と記載されており、今後本市において再生可能エネルギーの促進を図るうえでまずは公共施設への導入を進めることが重要と考えられます。

以上を踏まえ、2024年(令和6年)度を目途に「松浦市公共施設等総合管理計画」に記載する公共施設への太陽光発電導入に向けた計画作成を進め、公共施設への太陽光発電導入促進を図ります。

## 【主な取り組み】

公共施設への太陽光発電の導入



## 【関連するSDGs目標】



## 【導入目標量・二酸化炭素削減見込み量】

- 導入目標量(太陽光発電)  
= 公共施設 PV 設置加速化支援ツールによる推計結果  
(2,250kW) × 導入目標割合(50%) = **1,125kW**
- 二酸化炭素削減見込み量  
= 導入目標量(1,125kW) × 設備利用率(0.151) × 年間時間(8,760h) × 排出係数(0.00025t-CO<sub>2</sub>/kWh)  
= **372t-CO<sub>2</sub>**

## 【関連施策等】

- ・「太陽光発電の導入支援サイト」(環境省)
- ・「PPA等の第三者所有による太陽光発電設備導入について」(環境省)

## 【関係主体等の役割】

- 行政:**  
・2024年(令和6年)度を目途に太陽光発電導入に向けた計画書を作成するとともに、2030年(令和12年)に向けた太陽光発電導入のロードマップ及び進捗管理指標を作成
- 発電事業者:**  
・太陽光発電設備の導入及びメンテナンスの実施、PPA事業\*等多様な事業形態の検討

## 【進捗管理指標】

- ・導入計画書及びロードマップによる進捗管理

【参考情報】公共施設への太陽光発電導入における経済波及効果の試算について

【概要】

環境省は、再生可能エネルギーによる環境施策等の地域振興施策がもたらす地域経済波及効果をシミュレーションする「経済波及効果ツール」を作成しており、9つの環境施策メニューと11の地域施策メニューに対しシミュレーションができるようになっています。そこで、公共施設への太陽光発電導入をモデル(合計1,125kWの太陽光発電導入)とし、経済波及効果を試算しました。

施策メニュー		
太陽光発電(自家消費)		
設備の概要		
項目	設定値	単位
設備投資額	291	百万円
うち、建設業の割合	20.00	%
建設業以外の割合	80.00	%
域内調達率 <sup>注1</sup>	建設業	100.00 %
	建設業以外	100.00 %
発電設備のスペック	施設規模	1,125 kW
	売電単価	24.80 円/kWh
	設備利用率	15.10 %
売上高(1年間)	36,905	千円
事業年数	17	年

図 54 試算条件

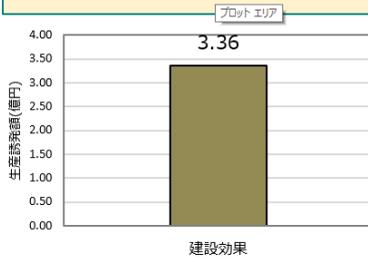
(試算条件について、設備利用率は他の施策との整合性から、0.151とし、その他の条件は経済波及効果ツールで設定されている標準の条件としました(図 54 参照。))

地域の経済循環構造を踏まえ、地域外へ流出する効果を除外した結果については、設備投資額 2.91 億円に対し地域内で発生する建設効果が 3.36 億円、事業効果は事業期間(17年)の累積で 0.15 億円、建設効果と事業効果(累積)の合計は 3.52 億円であり、設備投資額の約 1.2 倍となりました。一方で、仮にすべての事業スキームを地域内で賄うとした場合、建設効果と事業効果(累積)の合計は 17.19 億円となり、前者に比べ経済波及効果が約 5.9 倍となりました(図 55 参照)。以上より、可能な限り地域内での事業スキームを展開していくことで経済波及効果も高められると考えられます。

1) 経済波及効果の算出結果 (地域外への流出を考慮する場合)

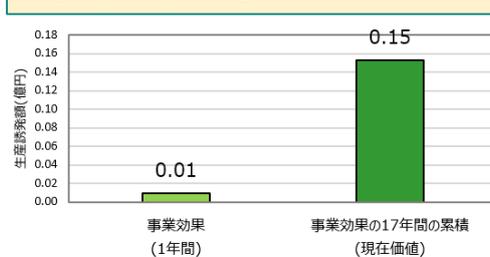
①建設効果

設備投資額2.91億円によって地域内で発生する建設効果は3.36億円である。



②事業効果<sup>注2</sup>

1,125kWの太陽光発電を導入することによる事業効果は、事業期間(17年)の累積(現在価値)で0.15億円である。



③建設効果と事業効果の合計

建設効果と事業効果(累積)を合計すると3.52億円であり、設備投資額の約1.2倍である。

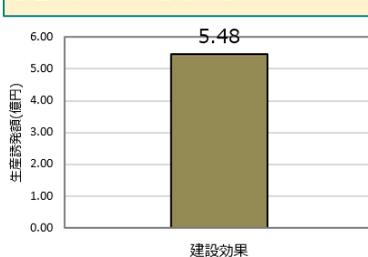


注1) 発注額のうちどれだけを地域内の業者に発注しているかを表す割合  
注2) 現在価値は割引率0.24%として算出。パネルの劣化率(0.27%/年)を考慮して算出

2) 経済波及効果の算出結果 (地域外への流出を考慮しない場合)

①建設効果

設備投資額2.91億円によって地域内で発生する建設効果は5.48億円である。



②事業効果<sup>注2</sup>

1,125kWの太陽光発電を導入することによる事業効果は、事業期間(17年)の累積(現在価値)で11.71億円である。



③建設効果と事業効果の合計

建設効果と事業効果(累積)を合計すると17.19億円であり、設備投資額の約5.9倍である。



注1) 発注額のうちどれだけを地域内の業者に発注しているかを表す割合  
注2) 現在価値は割引率0.24%として算出。パネルの劣化率(0.27%/年)を考慮して算出

出典:「経済波及効果ツール」(環境省)より作成

図 55 経済波及効果の算出結果

### 3:住宅への屋根置き太陽光発電の導入促進

#### 【取り組みの概要】

「平成 30 年住宅・統計調査」によると、本市における住宅数 8,730 戸に対して、太陽光を利用した発電機器のある住宅は 480 戸であり、普及率は約 5.5%にとどまっています。また、「自治体排出量カルテ」(環境省)によると、本市において 2015 年(平成 27 年)から 2021 年(令和 3 年)の間に導入された **10kW 未満の太陽光発電設備数の平均値は 24 箇所**であり、本市における新築戸建て住宅の 1 年間の建築軒数が概ね 30 軒であることを考えると、新築戸建て住宅への太陽光発電設備の導入が進み、既存の住宅への導入はあまり進んでいない可能性が示唆されます。

重点対策加速化事業によって計画期間中に合計 202 軒への自家消費型太陽光発電設備の導入を進めますが、今後さらなる住宅への屋根置き太陽光発電の導入を図ります。

#### 【主な取り組みのアイコン】

住宅への太陽光発電の導入



#### 【関連する SDGs 目標】



#### 【導入目標量・二酸化炭素削減見込み量】

- 導入目標量(太陽光発電)  
=年間導入目標件数(25軒)×1軒当たりの想定太陽光発電設備容量(4.5kW)×計画期間(7年間) = **788kW**
- 二酸化炭素削減見込み量  
=導入目標量(788kW)×設備利用率(0.137)×年間時間(8,760h)×排出係数(0.00025t-CO<sub>2</sub>/kWh) = **236t-CO<sub>2</sub>**

#### 【関連施策等】

・「民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業」(環境省)

#### 【関係主体等の役割】

市役所

##### 行政:

・補助金制度等の情報発信

##### 発電事業者:

・PPA 事業\*等多様な事業形態の検討、太陽光発電設備の導入及びメンテナンスの実施

##### 市民:

・太陽光発電の設置検討

#### 【進捗管理指標】

・補助金等に関する情報発信:1回/年  
・太陽光発電導入件数:25軒/年(「住宅・統計調査」等により進捗状況を確認)

## 4:企業等電力需要地へのオンサイト・オフサイト型\*太陽光発電導入の促進

### 【取り組みの概要】

REPOS によると、本市における「工場・倉庫」、「病院」における屋根置き太陽光発電と、「耕地(田・畑)」、「荒廃農地」における野立て太陽光発電もしくは営農型太陽光発電のポテンシャル\*の合計は**879.811MW**となり、**1,097,949MWh**の発電量に匹敵します(ポテンシャル\*の詳細は資料編に記載しています)。

自治体排出量カルテによると、2020年(令和2年)度の本市における電気使用量は123,763MWhであることから、**電気使用量の約8.9倍のポテンシャル\***があることになります。一方で、本計画における地球温暖化対策の観点から、**再生可能エネルギーで発電した電力をどのように地域で活用するかを考える必要**があり、単にポテンシャル\*すべてを活用し太陽光発電設備が設置できるということではありません。

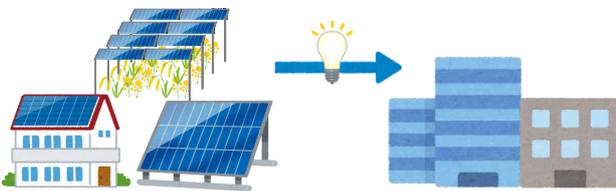
再エネ導入推進計画では、営農型太陽光発電の実証事業を行い(図56参照)、知見を集積しながら、市内の電力需要家の方へヒアリング等を進め、営農型太陽光発電の普及展開に向けた検討を進めています。今後再エネ導入推進計画で得られた知見等を活用しながら、市内電力需要家の方への太陽光発電の導入を図ります。



図 56 営農型太陽光発電実証事業の様子

### 【主な取り組み】

企業等電力需要地への太陽光発電の導入



### 【関連するSDGs目標】



### 【導入目標量・二酸化炭素削減見込み量】

- 導入目標量(太陽光発電)  
= **30,000kW**  
(ポテンシャル\*の合計(879,811kW)の約3.4%)
- 二酸化炭素削減見込み量  
= 導入目標量(30,000kW) × 設備利用率(0.151) × 年間時間(8,760h) × 排出係数(0.00025t-CO<sub>2</sub>/kWh) = **9,921t-CO<sub>2</sub>**

### 【関連施策等】

- ・「民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業」(環境省)
- ・「需要家主導太陽光発電導入促進事業費」(経済産業省)

### 【関係主体等の役割】

- 行政:**  
・補助金等の情報発信
- 企業等:**  
・太陽光発電の設置検討
- 発電事業者:**  
・太陽光発電設備の導入及びメンテナンスの実施、PPA事業\*等多様な事業形態の検討

### 【進捗管理指標】

- ・補助金制度等に関する情報発信:  
1回/年

【参考情報】太陽光発電の第三者所有による事業実施について

【概要】

太陽光発電設備の導入には、「自己所有」と「第三者所有」の2つがあります。

・**自己所有**：発電設備を自ら購入し、設置・維持管理をしていく方法です。発電した電力を自由に使用する事ができ(売電・自家消費)、第三者所有に比べ総費用を抑えられます。一方で、初期費用の確保や継続的なメンテナンス、災害時の故障対応等の必要が生じます。

・**第三者所有**：発電事業者が設備を設置・所有・管理する方法で、さらに「PPA」、「リース」、「屋根貸し」の大きく3つの導入方法があります。初期費用やメンテナンスが不要ですが、長期的な契約を結ぶ必要があります。また、PPA事業\*においては、初期費用及びメンテナンス費用等は電気代として支払うこととなります。

「自己所有」及び「第三者所有」の特徴を表21に記載します。「PPA」、「リース」、「屋根貸し」の詳細は図57に記載していますのでご覧ください。

表 21 自己所有及び第三者所有における太陽光発電導入の特徴

	自己所有	第三者所有		
		PPA	リース(包括リース方式の場合)	屋根貸し
設備所有権	自分	PPA事業者	リース会社	発電事業者
初期投資	多くの設備を導入するためには大きな費用が必要	不要 <sup>注</sup> PPA事業者が負担	不要 <sup>注</sup> リース会社が負担	不要 発電事業者が負担
ランニングコスト	保守点検費など	(電気料金:PPA単価×消費量)	リース料	不要 発電事業者が負担
契約期間	—	長期 10~20年	長期 10~20年	長期 10~20年
設備の処分・交換・移転等	○ 自由ができる	× 自由ができない	× 自由ができない	× 自由ができない
環境価値獲得可否	○	○ 自家消費分のみ	○	×
余剰売電する場合の収入有無	○	× PPA*事業者が回収	○	—

注:電気代やリース料としてPPA\*事業者やリース会社に支払う

出典:「PPA等の第三者所有による太陽光発電設備導入の手引き」

(環境省、2023年(令和5年)3月)より作成

3. 太陽光発電設備の導入パターン

3-2. 第三者所有について (1/2)



第三者所有：PPA

オンサイトPPA

公共施設の屋根や公有地に事業者(第三者)<sup>※1</sup>が太陽光発電設備を設置し、自治体は使用量に応じた電気料金を支払って、発電した電力を一般の電力系統を介さず直接使用するもの。電力購入契約を締結することからPPA(Power Purchase Agreement：電力購入契約)と呼ばれる。

**メリット**：初期費用、メンテナンス費用等は電気代として支払うため、予算措置が不要。また、送電コスト等が不要のためオフサイトPPAに比べて低額になる可能性がある。

**デメリット**：事業者が採算性を確保するため、使用電力量や設置面積に一定の条件が求められる。

※1：施設所有者及び電力需要家とは異なる、太陽光発電事業を行う事業者



オフサイトPPA

公共施設の屋根や公有地に事業者が太陽光発電設備を設置し、発電した電力を一般の電力系統<sup>※2</sup>などを介して、他の公共施設に送電<sup>※3</sup>する。自治体は使用量に応じた電気料金を支払い、送電先の施設で電力を使用する。

**メリット**：初期費用、メンテナンス費用等は電気代として支払うため、予算措置が不要。電力消費量の少ない施設や遊休地に太陽光発電設備導入ができる。

**デメリット**：送電コスト等がかかるためオンサイトPPAと比べると高額になる可能性がある。

※2：電力を供給するための、発電・変電・送電・配電を統合した電力システムのこと  
 ※3：送電方法としては、自営線の敷設、小売電気事業者経由、自己託送等がある



【オフサイトPPAの詳細についてはこちらの資料をご参照ください (<https://www.env.go.jp/earth/off-site%20corporate.pdf>)】

11

3. 太陽光発電設備の導入パターン

3-2. 第三者所有について (2/2)



第三者所有：リース

公共施設の屋根や公有地に事業者が太陽光発電設備を設置し、自治体は一定額の設備リース料金を支払うことで発電電力を自由に使用できるもの。保守点検を含む包括リース方式を採用するケースが多い。

**メリット**：リース料金が一定であり、予算の平準化を図ることが出来る。対外的に再エネに関する取組の予算を見える化することができる。発電した電力を自由に売電することが可能なので、余剰電力が多い場合は収益が見込める。

**デメリット**：発電電力量等が想定より少ない場合は費用対効果が低くなる。リース料金として予算措置が必要となる。

※消費電力量に応じてリース料金を支払うモデルもあり、それがPPAに分類されることもある



第三者所有：屋根貸し

公共施設の屋根や公有地を発電事業者が借り受け、発電を行い、電力会社へ売電等を行うもの。

**メリット**：賃貸料(行政財産使用料)等の収入が得られる。電力消費量の少ない施設や遊休地に太陽光発電設備の導入ができる。

**デメリット**：太陽光発電によるCO2削減量は自治体の事務事業に係る排出削減には寄与しない。また、発電した電力を自由に活用できない。設備容量が50kW以上でないと、FIT<sup>※1</sup>を活用した全量売電が制度上実施できない。

※1：固定価格買取制度。電力会社が一定価格で一定期間、再生可能エネルギーで発電した電力を買い取る制度



12

出典：「PPA等の第三者所有による太陽光発電設備導入の手引き」(環境省、2023年(令和5年)3月)

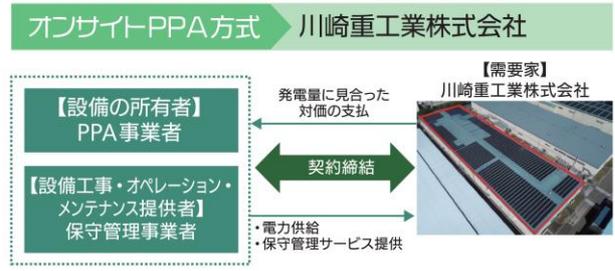
図 57 太陽光発電の第三者所有による事業について

【参考情報】太陽光発電の第三者所有による事業実施について

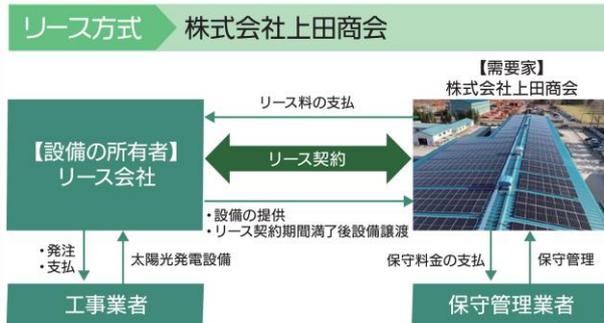
図 58 に第三者所有(PPA)によって導入された太陽光発電事業の事例を紹介します。



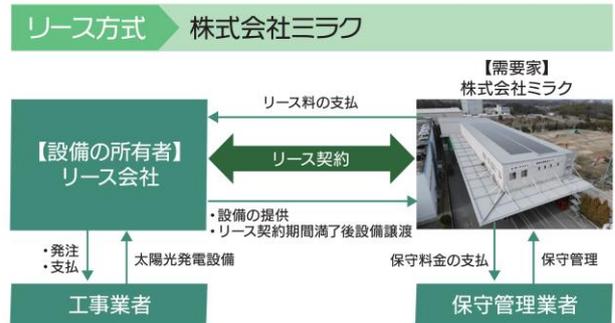
オンサイトPPAにより太陽光発電設備を設置。再エネ自家発電により日中の電力購入量が減ることで、デマンド値(30分間に消費された電力の平均値)を抑えることができ、電気の基本料金を削減できた。



発電事業者(PPA事業者)と保守管理事業者および川崎重工業の三社で実施した。川崎重工業は、発電量に応じた料金を保守費込みでPPA事業者を支払うスキームである。



株式会社上田商会は、SDGsの目標の一つである「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」を念頭に、自家消費型再生可能エネルギーの利用と温室効果ガスの排出抑制を目的に実施。



株式会社ミラクがリース会社とリース契約を結び、太陽光発電設備の提供を受けて、そのリース料を支払う。リース契約期間満了後、太陽光発電設備は、リース会社から株式会社ミラクに譲渡される。

出典：「初期投資ゼロ 自家消費型太陽光発電設備の導入」(環境省)

事例3：株式会社アドバンテック 取引先の排出量削減要望への先行対応による競争優位性の確保

事業概要	
団体名	株式会社アドバンテック
本社所在地	愛媛県西条市
業種	製造業(半導体)
事業内容	半導体向け装置の製造、ウエハ加工等
規模	従業員：407名、国内10拠点、海外9拠点
導入規模	
発電容量	愛媛本社：179kW 長野工場：113kW
年間発電量	-
取組のポイント	
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 工場でPPA方式で太陽光発電を導入。愛媛本社179kW、長野工場113kWの規模。両者で14.6%の自給率となっている。</li> <li>✓ 取引先からの排出量削減の要望を見据え、先行対応し、競争優位に立つことができた。</li> <li>✓ 脱炭素プロジェクトを全国に広げるため、マイクログリッド地区の実証を行う。</li> </ul>	

**取組のきっかけ、コスト・ベネフィット、気をつけた点・課題等**

【取組のきっかけ・情報の入手】

- インターネットから情報収集している。証書に関しては、事務局へ直接問合せた。

【コスト・ベネフィット】

- 2021年に工場の屋根上に追加した太陽光発電についての初期コストは10年足らずで回収できる見込み。
- 排出量削減について、取引先から今後要望があるとみられ、予め先手を打つ対応となった。

【気をつけた点・課題】

- 直接電力契約できない拠点は、Jクレジットで対応しているが、価格が上がってきているため課題視している。

【今後の展望】

- オフサイト(コーポレート)PPAの太陽光発電電力が購入できるかが、今後の取組のポイントとなる。

**株式会社アドバンテック本社の太陽光発電設備**

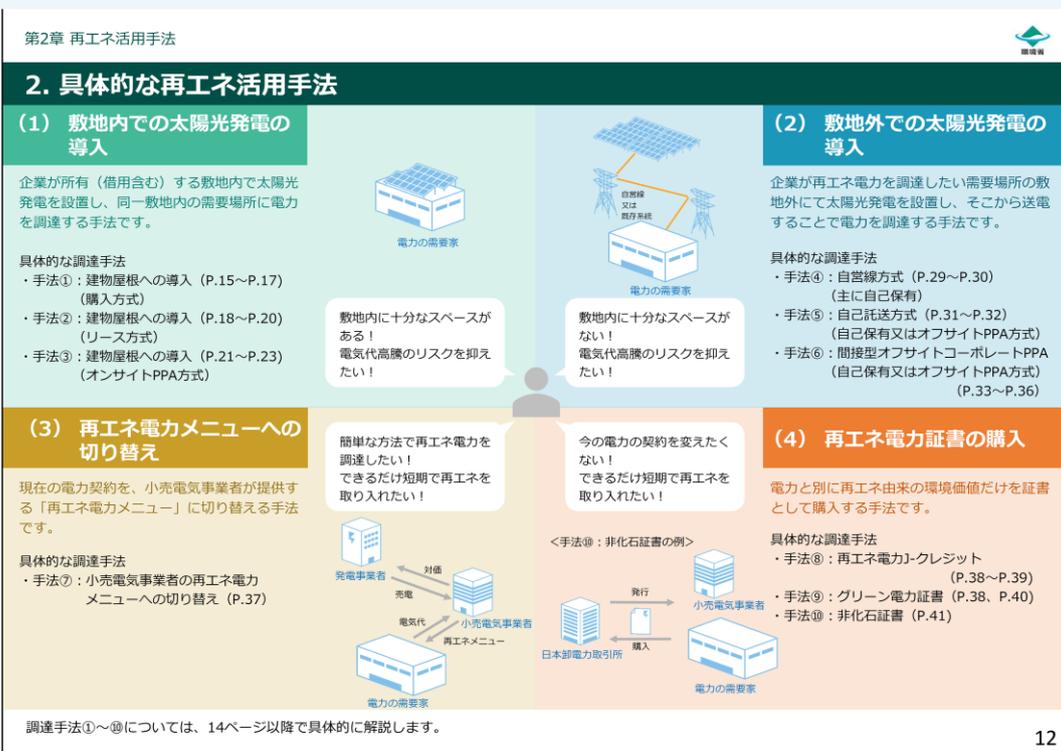
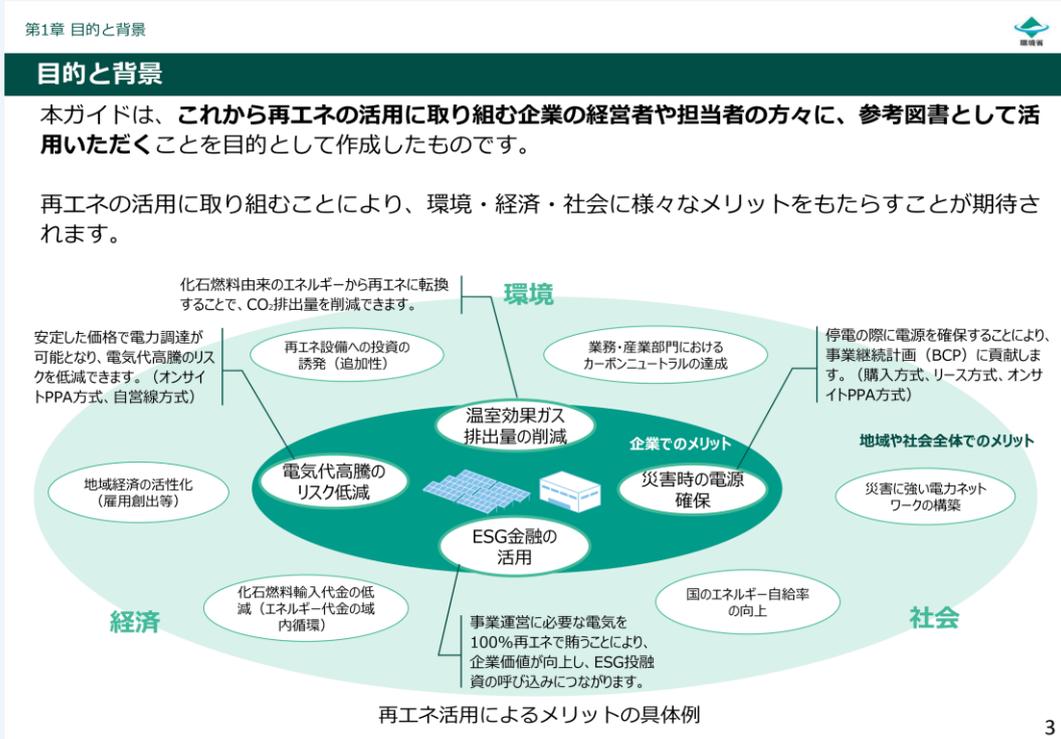
出典：株式会社アドバンテック提供資料より

出典：「自家消費型太陽光発電の導入先事例」(環境省)

図 58 第三者所有による太陽光発電の事例

【参考情報】「太陽光発電の導入支援サイト」(環境省)について

環境省の「太陽光発電の導入支援サイト」では、太陽光発電の導入方法に関する概要資料や環境省の太陽光発電に関する導入支援事業等が掲載されており、太陽光発電を検討するにあたり有益な情報が項目ごとに整理されています(図 59 参照)。今後事業を検討される際等にご参考ください。



出典:「はじめての再エネ活用ガイド(企業向け)」(環境省、2023年(令和5年)9月)

図 59 太陽光発電の導入支援サイトの一例

## 5:ゾーニングマップを活用した地域脱炭素に寄与する陸上風力発電の実現

### 【取り組みの概要】

再エネ導入推進計画において実施した陸上風力発電に対するゾーニングでは、複数の候補エリアが抽出されています。中でも「**笛吹エリア**」では合計で **67.3ha** の候補エリアが抽出されており、陸上風力発電の可能性が考えられます。

2022年(令和4年)4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」では、「**地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度**」が導入され、円滑な合意形成を図りながら適正に環境に配慮し地域に貢献する再生可能エネルギー事業の導入拡大が図られています。

風力発電事業の導入に当たっては事業規模が大きくなることも想定され、本市だけで事業を行うことは困難ですが、今後民間企業等との協業により、地域脱炭素化促進事業の検討も含め、陸上風力発電の導入を図ります。

### 【主な取り組み】

陸上風力発電による地域脱炭素の推進



### 【関連するSDGs目標】



### 【導入目標量・二酸化炭素削減見込み量】

#### ■導入目標量

=陸上風力発電基1基(4,000kWと想定)の導入を目標とする=**4,000kW**

#### ■二酸化炭素削減見込み量

=導入目標量(4,000kW)×設備利用率(0.248)  
×年間時間(8,760h)  
×排出係数(0.00025t-CO<sub>2</sub>/kWh)=**2,172t-CO<sub>2</sub>**

### 【関連施策等】

- ・「地球温暖化対策の推進に移管する法律の一部を改正する法律における地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度」
- ・「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」(環境省)

### 【関係主体等の役割】

市役所

#### 行政:

・陸上風力発電ゾーニングマップを活用した地域脱炭素化促進事業の検討

#### 発電事業者:

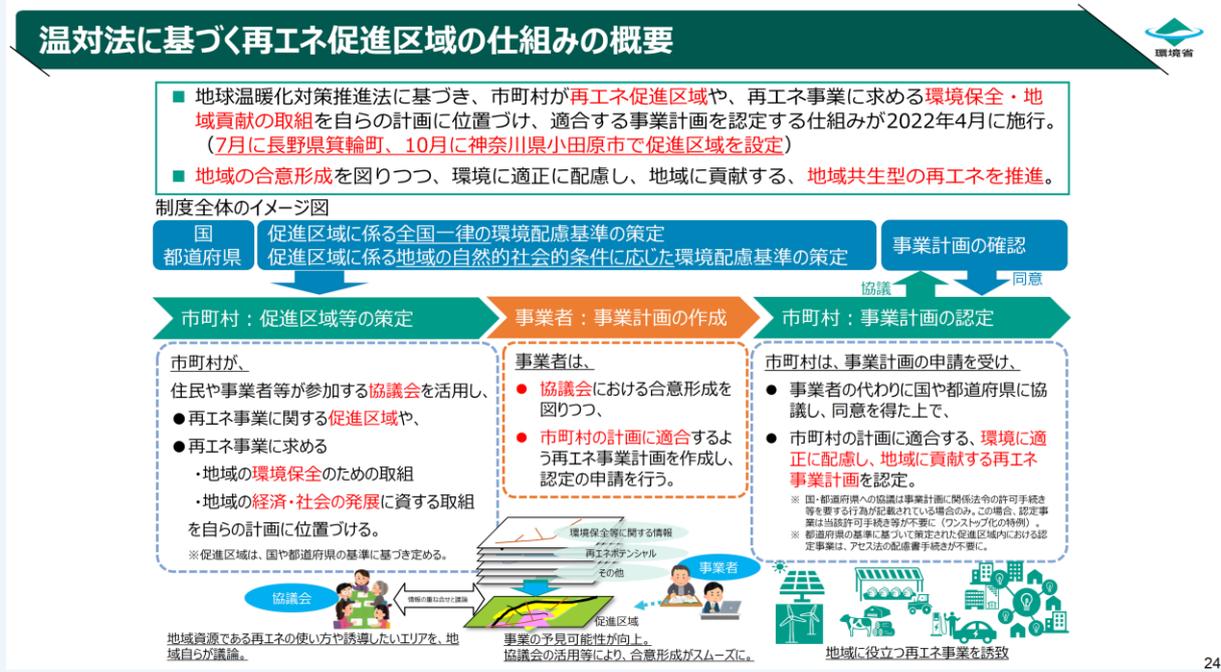
・陸上風力発電導入に向けた事業検討

### 【進捗管理指標】

- ・地域脱炭素化促進事業の検討による進捗管理

【参考情報】地域脱炭素化促進事業とは

「地域脱炭素化促進事業制度」は、円滑な合意形成を図り適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながら、地域と共生する再エネ事業の導入を促進する制度です(図 60 参照)。この制度は、市町村が、国や都道府県が定める環境保全に係る基準に基づき「促進区域」等を設定することで、地域と共生する再エネ事業の導入促進を図るものです。



出典：「温対法に基づく再エネ促進区域の仕組みの概要」(環境省)

図 60 再エネ促進区域の仕組みの概要

長崎県では「第 2 次長崎県地球温暖化(気候変動)対策実行計画別冊」(長崎県、2023 年(令和 5 年)3 月)において、**促進区域の設定に関する環境配慮基準**が定められており、促進区域の指定に当たっては準拠する必要があります。

地域脱炭素化促進事業を検討するに当たっては、表 22 に示す 4 つの方法がありますが、本市においては陸上風力発電に対するゾーニングをすでに行っており、「**広域的ゾーニング型**」として今後の**地域脱炭素化促進事業の検討に活用できる可能性**があります。

表 22 地域脱炭素化促進事業の検討方法

類型	具体的な内容
広域的ゾーニング型	環境情報等の重ね合わせを行い、関係者・関係機関による配慮・調整の下で、広域的な観点から、促進区域を抽出します。
地区・街区指定型	スマートコミュニティの形成や PPA 普及啓発を行う地区・街区のように、再エネ利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを促進区域として設定します。
公有地・公共施設活用型	公有地・公共施設等の利用募集・マッチングを進めるべく、活用を図りたい公有地・公共施設を促進区域として設定します。
事業提案型	事業者、住民等による提案を受けることなどにより、個々のプロジェクトの予定地を促進区域として設定します。

出典：「地域脱炭素のための促進区域設定などに向けたハンドブック(第 3 版)」(環境省、2023 年(令和 5 年)3 月)より作成